

パートナー訪問介護トライアル事業実施要綱

(制定) 7 福祉高介第 2284 号

令和 8 年 3 月 3 1 日

(目的)

第 1 条 パートナー訪問介護トライアル事業（以下「本事業」という。）は、地域の複数の訪問介護事業所が連携し、共同でサービス提供する仕組みの実現可能性を検証することを通じて、地域における持続可能なサービス提供の在り方を検討し、国への制度改正の提言等本格実施への道筋をつけることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

(事業内容)

第 3 条 地域の中核的な訪問介護事業所が利用者の「パートナー事業所」となり、中心となって利用者を支えつつ、不足する訪問サービスを地域の小規模事業所（以下「アシスト事業所」という。）に委託し、協力してサービスを提供する仕組みを試行実施する。なお、「パートナー事業所」と「アシスト事業所」の運営法人で構成され、地域の利用者に対して共同でサービスを提供する複数の訪問介護事業者のグループを「訪問介護事業者のネットワーク」と定義する。

2 訪問介護事業者のネットワークの代表となり、「パートナー事業所」を運営する法人又はネットワークの管理・運営等を行う法人に対して、都は、予算の範囲内でその取組に係る費用を補助する。

3 都は、これらの取組の過程や成果をもって、利用者に対して複数事業所でサービスを提供する仕組みの検討を行う。

(留意事項)

第 4 条 本事業の実施に当たり、訪問介護事業所のネットワークに参画する法人は、次に掲げる事項に留意する。

(1) 事業実施に当たって、定期的な会合等により、取組に関する意見交換や実施状況の確認を行うなど、事業者間で綿密に連携すること。

(2) 事業実施後、東京都知事に対し、事業報告書等により事業の成果を報告すること。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。